

教職・資格について

1. 専修免許状

教育職員免許状取得に関する情報は、随時、Web 掲示板にてお知らせしますので、各自でよく確認してください。

(1) 専修免許状とは

一種免許状の上位免許状です。一種免許状を取得(または一種免許状の所要単位を修得)している方は、(2)の要件を満たすことで、専修免許状を申請、取得することができます。

(2) 専修免許状取得要件

以下の2つの取得要件のうち、いずれかの基礎資格を満たす必要があります。

- 基礎資格①「修士課程修了」
免許教科の教職課程認定を受けている所属専攻の開設科目を24単位以上修得し、修士課程を修了する。
- 基礎資格②「修士課程1年以上在学30単位以上修得」
修士課程に1年以上在学し、所属専攻の開設科目を30単位以上修得する。
なお、修得する開設科目のうち、教職課程認定を受けている科目が24単位以上含まれていなければなりません。

また、以下の点について特に注意してください。

<注意事項>

- 専修免許状の課程認定科目は、Web 掲示板もしくは大学院ホームページ「教職」で確認してください。
- 教育職員免許法および同法施行規則が改正され、2019年4月1日より施行されました。法令改正に伴い、専修免許状の申請における適用法令が以下の通りとなります。
 - ・2018年度以前入学者：旧法
 - ・2019年度以降入学者：新法なお、新法・旧法ともに専修免許状の取得に係る基礎資格(免許状取得要件)は従来通りです。
- 2010年度入学者より同一名称科目の単位は、専修免許状申請単位において1科目のみ算入可能です。
- 国際日本学インスティテュートの学生については、所属専攻の開設科目を修得しなければなりません。
- 経営学専攻で取得できる高等学校専修免許状の教科は「公民」と「商業」ですが、それぞれ教職課程認定を受けている科目が異なるので注意してください。
- 政治学専攻、キャリアデザイン学専攻、連帯社会インスティテュートの学生は、専修免許状の取得はできません。
- 以下に該当する科目は、専修免許状の一括申請に係る単位として認められません。
 - ・単位認定科目
大学院入学前に履修した科目(科目等履修生・研修生等)
 - ・単位互換等で履修した他大学院の科目
 - ・学部在籍時に履修した本学大学院の科目
- 以下に該当する科目は、専修免許状の取得に係る単位として認められません。
 - ・他専攻科目
例えば、哲学専攻の学生が他専攻の科目を10単位履修した場合、哲学専攻に開設されている教職課程認定科目のみで24単位以上を修得しなければ、修士課程を修了することはできません、専修免許状を取得することはできません。

(3) 専攻別専修免許状の種類

本学における各専攻で取得できる教育職員免許状の種類及び教科は次表のとおりです。

専攻	免許教科の種類 (高校)	免許教科の種類 (中学)
哲学	公民	社会
日本文学	国語	国語
英文学	外国語 (英語)	外国語 (英語)
史学	地理歴史	社会
地理学		
心理学	公民	社会
国際文化	外国語 (英語)	外国語 (英語)
経済学 (※ 2)	公民	社会
法学		
国際政治学		
社会学		
経営学	公民・商業	
公共政策学 (※ 1)	公民	
サステイナビリティ学		

※ 1 連帯社会インスティテュート所属の学生は除く。

※ 2 地域創造インスティテュート所属の学生は除く。

(4) 教育職員免許状一括申請について

大学が集中している東京都では、卒業をもって教育職員免許状の申請を受付、審査し、採用に間に合うよう免許状を授与することは困難な状況にあるため、東京都教育委員会では、東京都内に所在する大学等の卒業生のために、免許状の申請を大学ごとにとりまとめて審査し、一括して免許状を授与する方法をとっています。

今年度の申請受付期間は7月上旬～中旬の予定ですので、詳細は6月下旬以降、Web 掲示板にてお知らせします。

<一括申請対象者>

1. 中学校・高等学校の一種免許状を取得済で、教育職員免許状申請年度3月に中学校・高等学校の専修免許状の取得要件を満たす見込みの方。
2. 中学校・高等学校の一種免許状を未取得で、教育職員免許状申請年度3月に中学校・高等学校の一種免許状（本学学部科目履修中の方に限る）または一種免許状と専修免許状の両方の取得要件を満たす見込みの方。

ただし、2003年から電子申請に移行したことに伴い、一括申請できないケースもあります。

(5) 教育職員免許状個人申請について

上記の<一括申請対象者>以外の方については、個人申請となります。個人申請の場合は、申請者の居住地の都道府県教育委員会に申請します。詳細は、各自が居住する都道府県教育委員会に問い合わせてください。

ただし、東京都の場合、一括申請の取り扱いに伴い、毎年2月1日から4月15日まで、個人申請の受付を停止するので注意してください（なお、都内の国公私立学校に教員として採用が内定している者は受け付けるとのことですので、各自で東京都教育庁へ問い合わせてください）。